

高浜市告示第48号

高浜市住民投票条例第21条第2項の規定により、「中央公民館取り壊し」の賛否を問う住民投票に係る請求又は発議の内容を記載した文書の写し及び請求又は発議の事案に係る計画案、その他行政上の資料で公開することができるものについて、次のとおり一般の縦覧に供します。

平成28年11月10日

高浜市長 吉岡 初 浩



1 縦覧の期間

平成28年11月13日から

平成28年11月19日まで

2 縦覧の場所

愛知県高浜市青木町四丁目1番地2

高浜市役所 1階 相談室

3 縦覧の時間

午前8時30分から

午後5時00分まで

4 縦覧の受付場所

愛知県高浜市青木町四丁目1番地2

高浜市役所 1階 市民総合窓口センター

市民生活グループ